

○国土交通省告示第七百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを次のように定める。

令和四年七月六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法第六十条第二項の歩廊の柱その他これに類するものを指定する件

建築基準法第六十条第二項に規定する国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものは、次に掲げるものとする。

- 一 平成五年建設省告示第千四百三十七号各号に掲げる構造の歩廊の柱
- 二 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十七条第三項の規定による認定を受けた建築物の耐震改修の計画に基づき設ける壁又はこれに代わる柱で、次に掲げる基準に従い特定行政庁が規則で定める基準に適合するもの
- イ 当該壁又はこれに代わる柱が、地震に対する安全性の向上を図るために必要なものであり、かつ、

特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反することがやむを得ないものであること。

ロ 当該壁又はこれに代わる柱を設けることとしても当該認定に係る建築物が市街地の環境を害するおそれがないものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。